

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING & WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

知的財産管理機関による専利事件の法律執行に関する 統計（2014年と2013年の比較）

一、全国の知的財産類機関による法律の執行は大幅に強化された。2014年、行政による専利事件の法律執行件数は初めて2万件を超えて24479件に達し、前年同期比で50.9%増加した。そのうち、専利紛争事件は8220件（内、専利権侵害紛争事件は7671件）で、同期比で62.6%増加し、専利偽称事件は16259件で、同期比45.5%の増加となった。

二、各地方行政による法律執行業務は広範にわたり強化された。全国31の省（自治区、直轄市を含む）のうち、2014年の法律執行件数が1000件を超えたのは、江蘇省（3681件）、浙江省（3505件）、湖南省（2815件）、広東省（2555件）、山東省（2542件）、河南省（1078件）であった。

また、2013年同期比で法律執行件数が増加した省は25あり、そのうち、浙江省、北京市、天津市、貴州省、広西省、寧夏自治区、青海省は増加率が100%を超えた。

地域別に見ると、件数が最も多かったのは華東地区（注：上海を代表とする中国の東部地方）と華中地区（武漢を代表とする中国の中部地方）のそれぞれ11551件、4843件で、合計すると全国の法律執行合計件数の67%を占める。伸び幅が最も大きかったのは華東地区と華北地区で、2013年比でそれぞれ89.5%、76.9%の伸び率となった。

専利権侵害紛争の法律執行件数から見ると、全国の約半分の省（自治区、直轄市を含む）で100件を超えており、浙江省、広東省、江蘇省、山東省、河南省の専利権侵害事件の法律執行件数は200件を超えた。

三、取り扱い事件の構成比は調整が見られた。2014年の専利紛争事件と専利偽称事件の取り扱い件数の割合は1:1.98で、2013年の1:2.21と比べると、取り扱いが難しい専利紛争事件が占める割合が高くなった。

四、専利紛争事件は実用新案と意匠をメインとしているが、発明専利に関する事件も僅かながら増加した。2013年に受理した専利紛争事件の発明専利関連事件と実用新案関連事件の割合は、それぞれ11.1%、32.9%であったのに対し、2014年に受理した8220件の専利紛争事件のうち、発明専利関連事件は1239件で全体に占める割合は15.1%、実用新案関連事件は3600件・43.8%、意匠関連事件は3378件・41.9%であった。

五、渉外専利権侵害紛争事件の取り扱い件数は微小ながら増加した。2013年に取り扱われた渉外専利権侵害紛争事件は362件で、専利権侵害紛争事件全体の7.7%を占めていたのに対し、2014年に取り扱われた渉外専利権侵害紛争事件は521件で、計7671件の専利権侵害紛争事件の6.8%であった。2014年は2013年に比べ、渉外専利権侵害紛争事件の取り扱い件数は43%増加したが、その占める割合は0.9%減少した。

以上

2015年2月28日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599 (代表)

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com